

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月1日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第1号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表中第78号を第80号とし、第46号から第77号までを2号ずつ繰り下げ、同表第45号中「1,060」を「1,100」に改め、同号を同表第47号とし、同表第44号中「1,168」を「1,210」に改め、同号を同表第46号とし、同表第43号中「1,235」を「1,280」に改め、同号を同表第45号とし、同表第42号中「1,302」を「1,350」に改め、同号を同表第44号とし、同表中第41号を第43号とし、第31号から第40号までを2号ずつ繰り下げ、第30号を第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

32	保育所託児員	時間額	1,100
----	--------	-----	-------

別表第29号の次に次の1号を加える。

30	保育所保育士	時間額	1,200
----	--------	-----	-------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に対する報酬について適用し、同日前までの勤務に対する報酬については、なお従前の例による。